参　考　資　料

1　水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（昭和46年12月28日
環境庁告示　第59号）

改正　昭和49年9月30日環境庁告示第63号　昭和50年　2　月　3　日環境庁告示第3号
昭和57年3月27日環境庁告示第41号　昭和57年12月25日環境庁告示第140号
昭和60年7月15日環境庁告示第29号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

水質汚濁に係る環境基準について

公害対策基本法第9条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護しおよび生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。（昭和45年4月21日設定）

第1　環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1　人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2　生活環境の保全に関する環境基準

(1)　生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2)　各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表１　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	カドミウム	シアン	有　機　燐（リン）	鉛	クロム（６価）	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01mg/ℓ以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.1mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	mg/ℓ 0.0005以下	検出されないこと。	検出されないこと。
測定方法	日本工業規格K0102（以下この表別表2.付表1から付表4まで及び付表7において「規格」という）55.2に定める方法	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては規格31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては付表2に掲げる方法	規格54.2に定める方法	規格65.2に定める方法	規格61に定める方法	付表3に掲げる方法	付表4の第1及び第2に掲げる方法	付表5に掲げる方法

備　考

1　基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。

2　有機燐（リン）とは、パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びEPNをいう。

3　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

なお、アルキル水銀の項目については、付表４の第１に掲げる方法及び同表の第２に掲げる方法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。

4　総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001mg/ℓ以下とする。

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１　河　　川

(1)　河　川（湖沼を除く。）

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	該当水域
AA	水道１級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下	第１の２の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級 水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下	
B	水道３級 水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ以下	
C	水産３級 工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－	
D	工業用水２級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	－	
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法	規格２１に定める方法	付表６に掲げる方法	規格３２に定める方法	最確数による定量法	

備　考

1　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上、7.5以下、溶存酸素量5㎎/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ……のように連続した4段階（試料量が0.1mℓ以下の場合は1mℓ以下に希釈して用いる。）を5本づつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の最確数を最解数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部が又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

注　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水　産　1　級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃　2　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃　3　級：コイ，フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃　2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　3級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖　沼

（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2，3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	－	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に方るめ定法	最確数による定量法	

備考　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注　1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2，3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1.2.3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	
測定方法		付表7に掲げる方法	付表8に掲げる方法	

備考

1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3　農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注)　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」は臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3　水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海　域

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）	該当水域
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 mℓ以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	－	検出されないこと	
	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	－	－	
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法	最確数による定量法	付表7に掲げる方法	

備　考

1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。
2. アルカリ性法とは次のものをいう。
試料50mℓを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mℓを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mℓを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mℓとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2＋1）0.5mℓを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に資料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD\ (O_2\ mg/\ell) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$$

(a)：N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値（mℓ）
(b)：蒸留水について行った空試験値（mℓ）
$fNa_2S_2O_3$：N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価

注1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃　2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2　県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河　　川

水　　域	水域類型	達成期間	指定年月日	備　　考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川上流（烏山川合流点より上流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川下流（烏山川合流点より下流）	E	ハ	45. 9. 1	〃
入　江　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
帷　子　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
大　岡　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
宮　　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
侍　従　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
鷹　取　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
平　作　川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
松　越　川（全域）	E	ハ	55. 9. 30	県告示第 763 号
下　山　川（全域）	E	ロ	47. 3. 17	県告示第 250 号
森　戸　川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
田　越　川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
滑　　川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
神　戸　川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
境　　川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
引　地　川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで)	A	ハ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
相模川上流(3)（相模湖大橋（相模ダム）から城山ダムまで）	A	イ	48. 3. 31	〃
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
相模川下流（寒川取水堰より下流）	C	イ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
金目川上流（土屋橋の上流端から上流の区域）	A	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
金目川下流（土屋橋の上流端から下流の区域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
葛　　川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
中　村　川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
森　戸　川（河口が小田原市に係るものの全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
酒匂川上流（飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）の区域に係る部分を除いたもの）	A	ロ	47. 3. 17 55. 3. 25	県告示第 250 号 県告示第 223 号

水　　域	水域類型	達成期間	指定年月日	備　　考
酒匂川下流（飯泉取水堰から下流の区域）	B	イ	55. 9. 30	県告示第763号
山　王　川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第250号
早　　川（全域）	A	ハ	47. 3. 17	〃
新　崎　川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	〃
千　歳　川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	〃

注　達成期間は、次のとおりである。（以下同じ。）

(1)　「イ」は　直ちに達成

(2)　「ロ」は　5年以内で可及的速やかに達成

(3)　「ハ」は　5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2)　湖　　沼

水　　域	水域類型	達成期間	指定年月日	備　　考
芦　ノ　湖（全域）	湖沼AA	ハ	48. 3. 30	県告示第281号
丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）	湖沼　A	イ	55. 3. 25	県告示第222号

(3)　海　　域

水　　域	水域類型	達成期間	指定年月日	備　　考
東　京　湾　(1)	海域　C	イ	46. 5. 25	46.5.25 閣議決定
〃　　(2)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(3)	〃　C	ロ	〃	〃
〃　　(4)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(5)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(6)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(7)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(8)	〃　C	イ	〃	〃
〃　　(9)	〃　B	ハ	〃	〃
〃　　(10)	〃　B	ロ	〃	〃
〃　　(11)	〃　B	ロ	〃	〃
〃　　(12)	〃　B	イ	〃	〃
〃　　(13)	〃　B	ロ	〃	〃
〃　　(14)	〃　B	ロ	〃	〃
〃　　(15)	〃　B	ロ	〃	〃
〃　　(16)	〃　A	ロ	〃	〃
〃　　(17)	〃　A	イ	〃	〃
相　模　湾　(1)	〃　A	ハ	55. 3. 25	県告示第222号
〃　　(2)	〃　A	イ	〃	〃

3　県内河川の概要

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km²)
1	多摩川	秩父山塊	50.54	78.10
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	91.37	234.45
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	10.40	5.72
4	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	29.05	57.90
5	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	23.79	40.36
6	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	6.52	13.97
7	侍従川	横浜市金沢区丘陵地帯	1.96	4.40
8	鷹取川	横須賀市北部丘陵地帯	0.57	2.30
9	平作川	横須賀市中央部丘陵地帯	7.07	26.06
10	松越川	横須賀市西部丘陵地帯	10.28	31.46
11	下山川	葉山町丘陵地帯	2.00	10.37
12	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.00	6.97
13	田越川	逗子市丘陵地帯	5.98	21.43
14	滑川	鎌倉市丘陵地帯	2.00	11.87
15	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	1.30	2.50
16	境川	城山町丘陵地帯	117.42	240.59
17	引地川	大和市丘陵地帯	35.65	92.15
18	相模川	富士山	250.26	722.24
19	金目川	丹沢山塊東部	92.35	193.73
20	葛川	中井町丘陵地帯	10.80	34.97
21	中村川	秦野市及び大井町	15.29	35.52

流　入　海　域	主　要　支　派　川	河川の利用状況
東　京　湾（川崎市，東京都）	平瀬川、三沢川、二ケ領本川	（上水）、工水、漁業、農業用水
東京湾（横浜市）	矢上川、早淵川、烏山川、恩田川	農業用水
東京湾（横浜市）	足洗川	
東京湾（横浜市）	今井川、中堀川	
東京湾（横浜市）	日野川	
東京湾（平潟湾）（横浜市）		
東京湾（平潟湾）（横浜市）		
東京湾（横須賀市）		
浦賀水道（横須賀市）		
相模湾（横須賀市）	竹　川	
相模湾（葉山町）		
相模湾（逗子市）		
相模湾（逗子市）		
相模湾（鎌倉市）		
相模湾（鎌倉市）		
相模湾（藤沢市）	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾（藤沢市）	蓼　川	農業用水
相模湾（平塚市）	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、中津川、鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、発電
相模湾（平塚市）	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾（大磯町）	不動川	農業用水
相模湾（二宮町）	藤沢川	農業用水

番号	河川名	水源	県内総延長（km）	県内流域面積（km²）
22	森戸川	大井町丘陵地帯	11.8	37.50
23	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	143.09	393.61
24	山王川	箱根山塊東部	11.75	53.11
25	早川	芦ノ湖	49.42	109.82
26	新崎川	箱根山塊南部	4.23	17.60
27	千歳川	箱根山塊南部	6.37	18.31

4 県内湖沼の概要

番号	湖沼名	所在地	周囲（km）	面積（km²）
1	相模湖	津久井郡藤野町、相模湖町	34.4	3.26
2	津久井湖	津久井郡城山町、津久井町、相模湖町	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.84
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18

流　入　海　域	主　要　支　派　川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

最　深　部　水　深（ｍ）	貯　水　量（万m^3）	利　用　状　況
３８.２	4,８２０	上水、工水、発電
５０.０	5,４７０	上水、工水、発電
４３.５	１７,１００	漁業、発電、（農業用水）
７５.０	5,４５０	上水、工水、発電